香美市消防庁舎建設工事（電気設備工事）

現 場 ・ 入 札 説 明 書

全 4 ﾍﾟｰｼﾞ

平成 25 年 12 月 3 日

1．工事名称　　香美市消防庁舎建設工事（電気設備工事）

2．工事場所　　高知県香美市土佐山田町百石町2丁目131番　外14筆

3．工事期間　　契約日翌日　　～　　平成 27 年 1 月 31 日

4．工事範囲　　設計図書の記載のとおり

＊　設計図書（設計書、図面、共通仕様書、特記仕様書、現場・入札説明書及び質問回答書）による施工一式とする。

＊　細部については、仕様書、添付図面に示された範囲並びに工事説明で示されていない事項についても、構造上、施工上若しくは技術上必要なものは、すべて技術的良識をもって、請負者の責任と負担において、遅滞なく施工する。

5．施工条件

＊　工事及び作業用地の範囲は、図示による。

＊　作業（現場事務所での事務的作業を除く。）時間は原則として８時から１７時迄とする。ただし、工事の内容によりこの時間により難いときは、監督職員の承諾を得ること。

6．前面道路
運搬道路等

維持補修は別途工事（建築主体）、（機械設備）と協議のうえ業者負担にて行う。
前面道路・運搬経路の道路は毎日点検し、整備、清掃及び散水を行うこと。
公道には工事関係者の駐車をさせないこと。

7．近隣関係

工事に関して発生する汚染水等の放流については側溝等にそのまま放流することのないように事前に計画を立て適正に処理を行うこと。
やむを得ず振動・騒音の発生する工事については、近隣・民家側に対しこれを最小限にとどめるよう検討し防音シート張りを行う等近隣の生活に配慮すること。

8．申請手続

電気、ケーブルTV、消防等に関する関係官庁等への必要となる諸手続きは施工業者において速やかに行うこと。竣工前には施工業者において各種検査に合格すること。

9．香美市地元雇用促進

土工・電工・普通作業員・その他特殊作業員等香美市で調達できる労力については最大限その利用に努め香美市内住民の雇用促進に特に配慮すること。

10．工事請負契約書第25条第5項の運用

平成２０年８月１１日高知県土木部の「工事請負契約書第２５条第５項（単品スライド条項）運用マニュアル（暫定版）」等最新の高知県の取扱いに準ずるものとする。

11．工事監理者

この工事については、監督員業務の一部を第三者（設計者等）に委託する予定である。

12．工事用電力

本設切替え後の工事用電力も本工事の範囲とする。
工事用電力とは着工から竣工までの各種検査も含め全工程にわたって使用される電力であり、高圧受電の場合、本設切替え後に発生する使用月の基本料金も含む。

13．火災保険等の加入

保険対象金額は工事規模・請負契約額に相応する内容とし、１階鉄骨搬入時期以前に加入し、契約の終期は、工事完了予定日後３０日以上とする。

14．25年度の出来高支払い

25年度の作業は隅出し・スリーブ入れの作業等となるため、25年度の出来高支払いは無しとする。

15．その他　特記事項

＊ 事前調査について

ａ）　着工にあたり敷地内外の状況、工事に起因して被害が生じる恐れのある事項について、念入りに調査して対策をたてること。

１）　敷地内の状況、境界の確認と保持
２）　地下埋設物や、上空仮設物の確認と対策
３）　周辺や搬入道路等の影響調査と対策
４）　隣地、運搬道路等の状況と影響調査

ｂ）　上記の事項で工事で影響が予想されるものは、関係者立会の上、工事着工前に写真撮影等の調査を行い、後日のために整理保存しておくこと。

＊ 工事作業場及び安全について

ａ）　本工事に際しては通行人に危険を及ぼさないよう交通標示、現場の整理等保全に充分留意すること。
ｂ）　工事現場稼動日には**毎日**、建設車両の出入り及び資材搬出入時等の安全を確保する為に**専任の交通誘導員**を常駐させ安全に期すること。（建築主体工事で誘導員の常駐を見込んでいる為不要）
ｃ）　仮囲いの位置や仕様は設計図による他、関係法令により、適正に施工すること。

＊ 工事災害及公害の防止について

ａ）　工事の施工に伴う災害の防止は関係法規に従い適切に処置すること。
ｂ）　公害の防止につとめること。
ｃ）　工事担当者の適切な注意をもってしても尚災害又は公害の発生の恐れがある場合の処置については監督員並びに監理者と協議すること。

＊ 共通仮設等について

ａ）　共通仮設費の別途工事との負担調整については、（建築主体）（電気設備）、（機械設備）請負者が協議調整すること。建築主体工事業者は別途工事等には無償にて共通仮設（工事用水・工事用電力を含む）・直接仮設（足場等）を利用させること。

＊ 打合せ等

別途関連工事も含め、週2回定期的に工程安全打合せ会を開く等、全体工程のスムーズな進捗に配慮すること。

打合せ会は努めて（建築主体）の請負者が開催し連絡、打合せ、記録するものとし、その他の請負者も努めてこの会に参加、打合せをするものとする。

担当職員や工事監理者からの連絡事項等は（建築主体）請負者が取りまとめ、（電気設備）、（機械設備）業者に連絡するものとする。

必要提出書類一覧表（電気設備工事）

必要数量

Ⅰ．契約前・工事着手前等

1. 現場代理人・監理技術者届　※資格証明書・経歴書共　（契約前）　3 部
2. 履行保証　（契約前）　3 部
3. 請負代金内訳書　（契約締結後5日以内）　3 部
4. 下請契約書の写し　（下請契約締結後14日以内）　3 部
5. 建退共掛金収納書届出書　（契約締結後30日以内）　3 部
6. 工事着手届　（速やかに）　3 部
7. 総合工程表　（別途工事も配慮したネットワーク工程表で速やかに提出）　3 部
8. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律による届出書（速やかに）　3 部
9. 火災保険・その他の保険証書の写し　（速やかに）　3 部

Ⅱ．工事期間中（施工に着手又は、下請け業者との契約又は、資材発注10日前までに提出）

1. 下請業者予定一覧表承認願　3 部
   （特に香美市内で調達できる労力についてその利用に勤めること。）
2. 主要資材発注先予定表承認願　3 部
3. 使用材料・器具承認願　3 部
4. 施工計画書承認願　（共通仕様書・建築工事監理指針によるもの）　3 部
5. 各工事施工図承認願　3 部
6. 色決定仕上表　（見本品提出）　3 部
7. 産業廃棄物処理関係承認願　（処理計画書・運搬業者、処理施設業者との委託契約書の写し共）　3 部

Ⅲ．工事期間中

1. 部分工程表　（月間工程表）　別途工事共協議したもの　3 部
2. 工事進捗状況報告書（月間）　3 部
3. 打合せ内容議事録　3 部
4. 上記の他工事監理者の求めに応じ各種材料検査試験表・工程写真等　適宜
5. 施工体制台帳（下請け契約書の写し共）　3 部
6. 施工体系図　（上記と同じファイル綴じ）　3 部

Ⅳ．出来高検査時（必要検査日10日前までに提出）

1. 工事内訳明細書　（出来高計算）　3 部
2. 出来高検査願　3 部
3. 出来高写真　3 部

Ｖ．完了検査時

1. 完了届　(完了検査10日前までに提出)　3 部

2. 上記Ⅱ.提出の承認書類全て　(A4版ファイルに目次・見出を設けたもの)　2 部
3. 各種保証書　(上記と同じファイル綴じ)　1 部
4. 各種取り扱い説明書　(上記と同じファイル綴じ)　2 部
5. 施工体制台帳　(下請け契約書の写し共)　(上記と同じファイル綴じ)　1 部
6. 施工体系図　(上記と同じファイル綴じ)　1 部
7. 鉄　筋　ミルシート　1 部
8. 〃　圧接試験成績表・超音波探傷試験報告書　1 部
9. コンクリート　配合報告書・各種試験成績報告書　1 部
10. 鉄　骨　高力ボルト規格証明書・超音波探傷試験報告書　1 部
11. 産業廃棄物処理関係　処理一覧表・マニュフェスト他　1 部
12. 〃　全搬出車両の搬出時と処理場到着時の写真　1 部
13. 鍵、鍵目録　(key札に室名を書き込む)　1 部

14. 工程ｶﾗｰｻｰﾋﾞｽ版写真　(A4版写真帖に整理して提出)　1 部
15. 完成写真CDﾃﾞｰﾀ　(上記と同じ内容のもの)※プロによる撮影とする事　3 部
16. 完成外観、内部L版写真　アルバム綴じしたもの　※プロによる撮影とする事　3 部

17. A2版竣工図製本　(表紙・背表紙黒文字入り)　(設計原図訂正)　3 部
18. 竣工図CDﾃﾞｰﾀ　(上記と同じ内容のもの)　3 部
19. A3縮小版竣工図製本　(表紙・背表紙黒文字入り)　(設計原図訂正)　3 部
20. 実施承認施工図CDﾃﾞｰﾀ　3 部

21. 工事日報　(事前に様式を提出して承認を得ること)　1 部
22. 実施工程表　(上記Ⅰ.の2.に赤黒対象したもの)　1 部
23. 各種取扱説明書　1 部
24. 上記提出書類目録　1 部
25. 上記書類を全て収納出来るクリヤタイプ塩ビ製衣装ケース　1 式

以上

※ 尚、監督員との協議により部分的に省略出来るものとする。